平成30年７月３日

平成30年第２回神奈川県議会定例会

ともに生きる社会推進特別委員会資料

福祉子どもみらい局

目　　次

ページ

１　ともに生きる社会かながわ憲章の理念の普及に向けた取組について‥１

２　津久井やまゆり園の再生について‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥４

１　ともに生きる社会かながわ憲章の理念の普及に向けた取組みについて

ともに生きる社会かながわ憲章の理念の普及に向けた、平成30年度の取組みについて報告する。

(1)　基本的な考え方

○　平成30年度は、多くの人に憲章を広めていく普及活動と併せて、憲章に繰り返し触れる機会の創出の取組みや、憲章の理念の理解を深める取組みを強化していく。

○　市町村や団体等と連携し、継続性や広がりを持った取組みを県内各地で展開し、県民の身近な地域で憲章に触れていただく。

・　県内で開催される市町村や団体等が主催するイベントとの連携

・　「ともに生きる」に関するパネル展示

(2)　取組内容

ア　ともに生きる社会かながわ推進週間の取組み

事件が発生した７月26日を含む月曜日から日曜日までの「ともに生きる社会かながわ推進週間」において、次の取組みを行う。（平成30年度は７月23日から29日まで）

(ｱ)　津久井やまゆり園事件追悼式

事件によりお亡くなりになった方々に哀悼の意を表するとともに、このような事件が二度と繰り返されないよう決意を新たにするため、ご遺族のご理解を得ながら追悼式を実施する。

・日時：平成30年７月23日（月）13時30分より

・場所：相模女子大学グリーンホール
（相模原市南区相模大野）

・内容：黙祷、追悼の辞、献花、憲章の朗読

(ｲ)　ともに生きる社会かながわ推進週間の普及活動

新聞、デジタルサイネージ、ポスターの駅貼りやインターネット広告など、様々な媒体を活用して集中的な広報を行い、憲章の理念及び推進週間の趣旨を周知する。

イ　「みんなあつまれ」の実施

(ｱ)　取組みの方向性

平成30年４月24日に開催した「第10回みんなあつまれ2017実行委員会」における議論を踏まえ、次のとおりとする。

・　イベントの開催に当たっては、一過性のイベントで終わらせず、憲章の理念に繰り返し触れ、理解を深めていただけるよう、広がりや継続性のある展開とする。

・　市町村と連携した地域のイベント、スポーツイベント、庁内共生関係イベントなど、集客力の高いイベントと連携し、年間を通じて切れ目なく実施していく。

(ｲ)　実行委員会

・　障がい者や障がい者への支援を行っている方々に委員会に参加いただき、障がい者を主体とした企画や運営に結びつける。

・　また、県内の自治体、福祉関係団体、経済関係団体からも参加していただく。

・　県内各地域において展開するに当たり、企画・運営について連携するため、イベントの連携先や地元市町村などにオブザーバーとして参加いただく。

・　平成30年７月に実行委員会を開催予定。

ウ　共生社会の実現に向けたフォーラム

12月の障害者週間に合わせてフォーラムを開催する。実施に当たっては、共生社会の実現に向けた取組みの事例報告や議論の場を設け、多くの方々に憲章の理念を深く理解していただく内容とする。

エ　県教育委員会との連携

県教育委員会と連携し、引き続き県立学校へのポスターを掲示するとともに、「いのちの授業」において、今まで以上に憲章の理念を周知するよう取組みを進めていく。

オ　県の広報媒体の活用

県のたより、ラジオ、テレビ、ホームページなど県の広報媒体を活用して、憲章の理念を広く県民に発信する。

【参考】

主なスケジュール

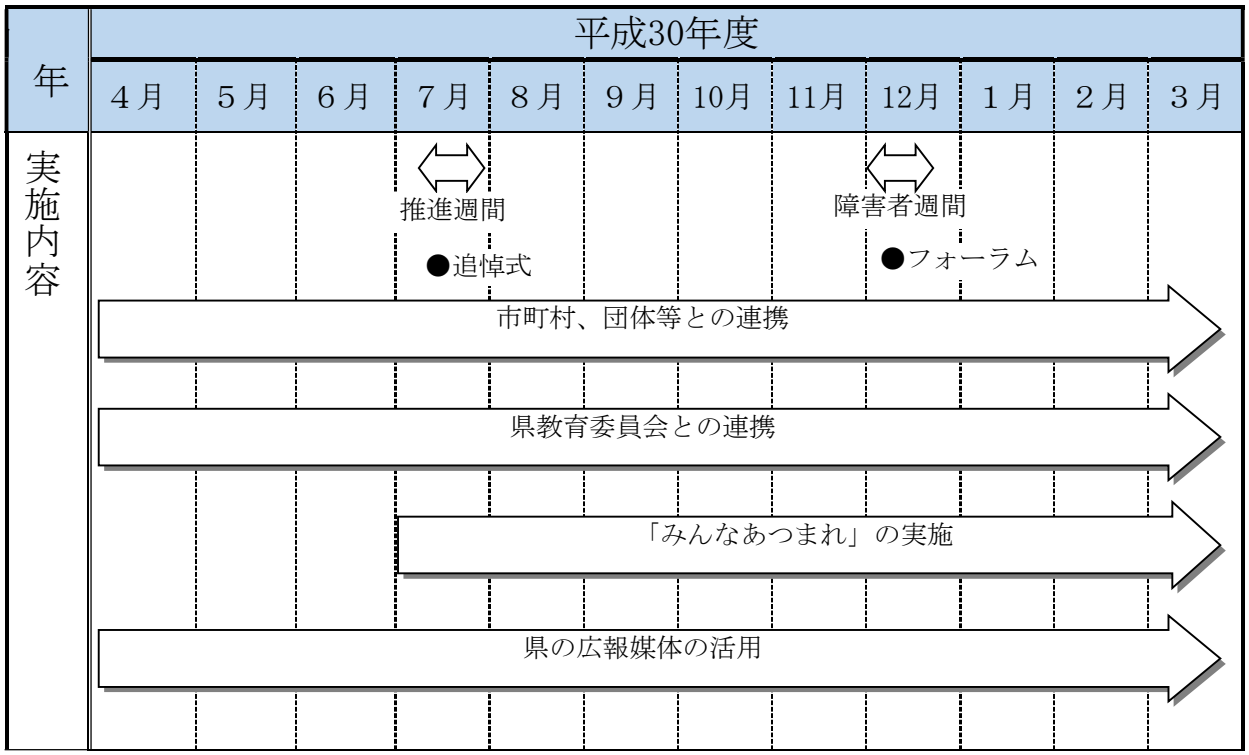

市町村、団体等と連携した憲章の理念の普及活動実績

年月日	イベント名	場　所	連携先
H30.4.28	ツナガリウォーク	横浜市中区	(一社)ヨコハマプロジェクト
H30.5.3	神奈川県庁本庁舎公開	横浜市中区	神奈川県
H30.5.20	大船まつり	鎌倉市	鎌倉市障害者支援協議会
H30.6.10	開成町あじさいまつり	開成町	開成町
H30.6.17	ME-BYOフェスタ2018	大井町	神奈川県
H30.6.17	多摩ふれあいまつり	川崎市多摩区	多摩ふれあいまつり実行委員会

(平成30年７月２日現在)

２　津久井やまゆり園の再生について

津久井やまゆり園再生基本構想に基づく、施設整備や利用者の意思決定支援について、現在の取組状況を報告する。

(1)　利用者が安心して安全に生活できる場の確保

ア　津久井やまゆり園千木良園舎（仮称）における取組状況

(ｱ)　除却工事

・　平成30年３月～31年３月を契約工期として、居住棟、渡り廊下及び作業棟等の除却工事に取り組んでいる。

・　工事期間中も、毎月26日には献花台の設置を継続する。

(ｲ)　新築及び改修工事

・　平成30年３月から、新築及び改修工事に係る基本設計に取り組んでいる。

イ　津久井やまゆり園芹が谷園舎（仮称）における取組状況

・　施設整備については、福祉子どもみらい局、総務局及び県土整備局で構成する津久井やまゆり園再生に係る施設整備推進プロジェクトチームにおいて、部局横断的に検討を行っており、その結果を踏まえ、民間活力を活用した「設計施工一括発注方式」により整備することとした。

・　設計施工一括発注方式の事業範囲には維持管理業務（修繕及び保守点検）を含めることとし、必要な要求水準、事業者選定方法等について検討するため、アドバイザリー委託業務に係る契約を締結した。

ウ　今後のスケジュール

平成33年度中にすべての利用者の入所が完了するよう、以下のスケジュールで施設整備に取り組む。

(ｱ)　津久井やまゆり園千木良園舎（仮称）

平成30年３月～31年３月　除却工事の実施

～31年６月　新築及び改修工事に係る基本設計、実施設計の実施

平成31年度～33年度　新築及び改修工事の実施

(ｲ)　津久井やまゆり園芹が谷園舎（仮称）

平成30年度　アドバイザリー委託業務の実施

平成31年度～33年度　設計施工一括発注方式による施設整備事業の実施

(2)　利用者の意思決定支援及び地域生活移行の促進

・　利用者の意思決定支援については、事件当時入所していた利用者126名のうち、障害福祉サービスを利用している方を対象としており、平成30年６月22日現在、73名の利用者の方について意思決定支援を開始している。

・　平成30年度中に、できるだけ多くの利用者の意思決定支援を開始する。

・　利用者の意向を確認する中で、地域での生活を希望する意思が示された場合には、グループホームの体験利用等により地域生活移行に向けた支援を積極的に行うとともに、グループホームの整備費や人件費に係る補助事業等を活用し、地域生活移行のための体制整備を進めていく。

参考

津久井やまゆり園再生基本構想の概要

１　利用者の意思決定支援

・　津久井やまゆり園利用者の今後の生活の場の選択については、利用者一人ひとりの意思を尊重すべきである。

・　その実現に向け、厚生労働省から示された「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン（平成 29 年３月）」に基づき、丁寧に、かつ、適切な手続きにより、利用者の意思決定支援に取り組む。

２　利用者が安心して安全に生活できる場の確保

(1)　生活の場の確保

・　津久井やまゆり園利用者が事件の被害者であり、大変な精神的な苦痛を受けたことを踏まえ、まず、130 人のすべての利用者が安心して安全に生活できる入所施設の居室数を確保することを前提とする。

・　その上で、利用者本人の選択の幅を広げ、その意思を可能な限り反映できるよう複数の選択肢を用意する。

・　これまで利用者が生活していた千木良地域における入所施設に加え、利用者の仮居住先となっている芹が谷地域における入所施設の整備を進めるほか、既存の他の県立障害者支援施設においても、利用者の生活の場を確保する。

・　運営については、いずれの施設も指定管理とする。なお、利用者の安定的な生活を支援するとともに、意思決定支援における偏りのない選択を担保するため、平成 36 年度までは現在の指定管理者とする方向で調整する。

区分	地域	利用者の受け皿	短期入所	合　計
新設	千木良	120人	12人	132人
	芹が谷			
既存の県立障害者支援施設		10人	－	10人
合　計		130人	12人	

(2)　整備の方法・入所定員

・　施設整備に当たっては、設計段階においては、千木良地域及び芹が谷地域いずれについても、意思決定支援の状況に応じて施設規模を選択できるように設計する。

・　そして、意思決定支援の進行に伴う利用者の選択の傾向を踏まえた上で、千木良地域及び芹が谷地域それぞれの入所定員を設定し、建築

工事を行うことを検討する。こうした方法により、利用者の希望が可能な限り実現できるよう配慮する。

・　それぞれの定員については、意思決定支援のヒアリング開始から概ね２年程度を経過した時点で判断する。

(3)　施設の機能

・　医療的ケアや強度行動障害へのケアなど専門性の高い入所支援機能に加え、短期入所や相談支援など、専門的支援力を活かして地域生活を支える拠点機能の充実強化を図る。

３　利用者の地域生活移行の促進

意思決定支援を進める中で、地域生活移行の希望が示された場合は、安心して地域生活を過ごすことができるよう、専門的支援の継続的な提供やグループホームの整備の促進などの支援に取り組む。